

5. 提案書の提出方法
入札者は入札説明書に示す提案書を、下記6. に定める受領期限までに提出場所に正1部を提出すること。
6. 入札の日時及び場所等
(1) 入札書及び提案書の受領期限及び提出場所
令和3年6月21日 17時
3.①に同じ
- (2) 開札の日時及び場所
令和3年7月1日 14時 30分 4
神奈川県立水産試験場
川崎市東区津島
資源開発部
開札会場
開札の日時及び場所
令和3年7月1日 14時 30分 4
神奈川県立水産試験場
川崎市東区津島
資源開発部
開札会場
開札の日時及び場所
7. 提案書の審査
入札者が提出した提案書は、評価項目一覧(要求事項)に記載している項目の評価基準に基づき審査し、点数に満たないものは、落札者となる。
8. その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のなした者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要。
- (5) 落札者の決定方法
予定価格の上位かつ総金額が最も高い者を落札者とする。ただし、予定価格の上位かつ総金額が最も高い者が、予定価格の上位かつ総金額が最も高い者で、かつ、その総金額が、予定価格の上位かつ総金額が最も高い者より、1割以上低い場合は、予定価格の上位かつ総金額が最も高い者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に、本公告に示した競争参加資格に該当しない者は、入札に参加できない。
- (7) 詳細は入札説明書による。
9. 契約に係る情報の公表
(1) 公表の対象とならない契約先も該当事務所を経営する者(役員等)が、再就職して、職員の1割以上を占めていること(※注1)は、課長に承認されなければならない。
- (2) 公表の対象となる契約先(役員等)が、再就職して、職員の1割以上を占めていること(※注2)は、課長に承認されなければならない。
- (3) 当該契約締結の状況(1)～(4)は、以下の通りである。
- (4) 当該契約締結の状況(1)～(4)は、以下の通りである。

用 船 仕 様 書

1. 調 査 名 日本海中央部ハタハタ表中層分布調査

2. 調査目的・概要

我が国周辺水域における水産資源の回復と持続的利用を図るために必要な科学的基礎となる主要魚種の資源評価の的確な実施に資する資源評価調査の一環として、隠岐東方から男鹿半島西方（大和堆経由）に至る海域において、ハタハタの表中層分布量を把握し、沖合回遊経路を解明することを目的とする。

3. 調 査 内 容

①STD および水中カメラによる観測（調査点 27 点）

- ・ STD による水温・塩分観測と水中カメラによる魚群観察を、原則、表層～水深 350 mで行う。機器取付及びウィンチ操作は乗組員が行い、STD と水中カメラにより取得したデータ整理は調査員が行う。
- ・ 本調査で使用する STD（メモリー式 JFE アドバンテック社製 AST-1000）、水中カメラ（GoPro 製 HERO7 耐圧 300m 3.5kg 1台、JT Electric 製 トロールカメラ 白黒画像カメラ+LEDライトユニット 12kg 1台）は、当機構が用意する。

②中層トロール曳網によるハタハタ等の採集（曳網 約 27 回）

- ・ 調査点数は 27 点前後、水温 5～10℃の水深帯（約 100～300m）において、網水深を安定させる船速（3 ノット）で、30 分間、中層トロール網を曳網し、魚類・イカ類等を採集する。
- ・ 中層トロール網のトロールウィンチ取付及び曳網等に係る操作は乗組員が行う。
- ・ 本調査で使用する中層トロール網（曳網時網口高さ約 6～7m×網口幅約 15～17m×長さ約 54m）は当機構が用意する。

4. 調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で本船に整備されていること。）

①観測用ウィンチ 1 台

- ・ 上記 3. ①調査用

②トロールウィンチ 1 台

- ・ 上記 3. ②調査用

③オッターボード 一式

- ・ 上記 3. ②調査用

④魚網監視装置 1 台

- ・ 上記 3. ②調査用

⑤冷凍設備 約 16m³

- ・ 調査サンプルを保存するため、冷凍温度－25℃以下の温度設定可能及び上記体積を

確保した冷凍設備を有すること。なお、冷却システム等は問わないものとする。

5. 総 ト ン 数 500 トン以下

6. 乗船調査員数（同時期に乗船する最大調査員数） 3名

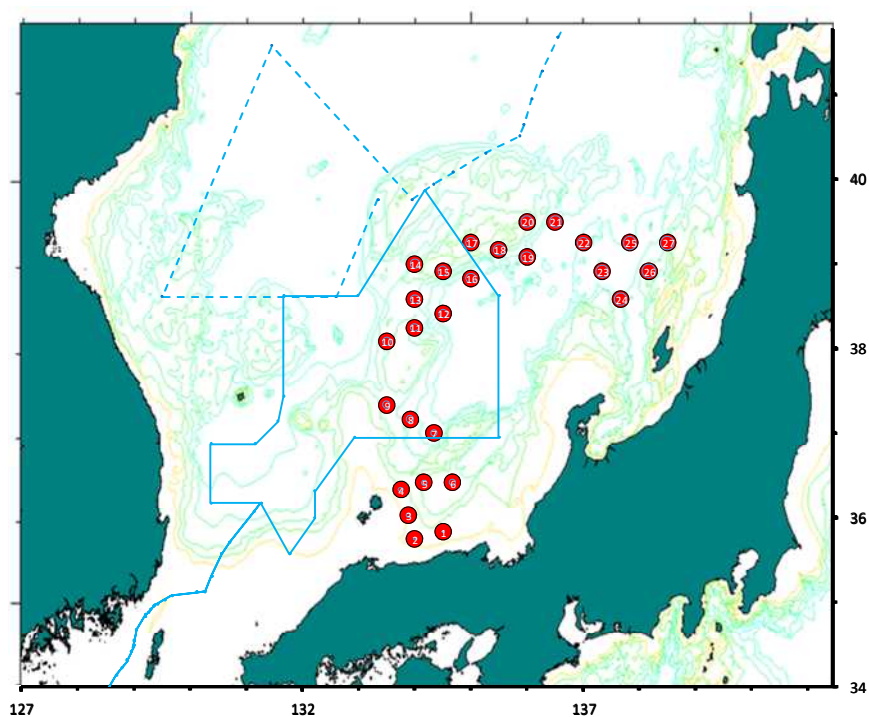
7. 用 船 期 間 令和3年9月10日～令和3年9月22日

8. 運 航 予 定

3. 9. 10	用船開始、調査機材等搬入、香住港（用船開始港）出港
3. 9. 21	新潟港（用船解除港）入港
3. 9. 22	調査機材等搬出、用船解除

9. 調 査 海 域 日本海中央部海域

10. 調 査 海 域 図



※ 赤丸は調査点であり、数字は調査する順番（予定）である。青線は暫定水域を示すラインである（実線は日韓ライン、破線は日ロライン）。天候等の次第で、請負業者と協議の上、北緯 35 度 20 分以上、北緯 40 度 10 分以南、東経 133 度以東、東経 140 度以西の我が国排他的経済水域内で、適宜、変更する。

11. 担 当 研 究 所 水産資源研究所

12. そ の 他

- ①詳細については担当職員の指示に従うこと。
- ②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- ③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。
- ④用船開始港及び用船解除港については調査に支障の無い範囲内で請負業者と協議の上、決定するものとする。